

## 第31回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年4月13日（月）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数10名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 井上、浦西、小野寺、田巻

#### 配布資料について

〔中山座長〕

- ・配布資料について、事務局から説明させる。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、前回までに条例素案（たたき台）を検討した結果、内容を修正した点をまとめたもの。
- ・資料2は、行政手続法と北見市の行政手続条例であり、前回の会議で意見公募の法的根拠の議論経過から示したものである。
- ・行政手続法第46条（地方公共団体の措置）に地方公共団体は努力義務が規定されており、趣旨に基づき行政手続条例を制定している。前回、意見公募手続は行政手続法が根拠となるのではとの杉本委員の質問に対して誤った見解を述べた。平成18年の法改正で追加されたので発言を訂正したい。ただし、法改正後の北見市行政手続条例の中には意見公募の規定はされていないため、今後新たな手続が必要と考える。
- ・資料3は、9月定例会に条例案を提案することを想定した場合の想定スケジュール。
- ・新たに策定された総合計画を配布。

〔中山座長〕

- ・資料2の行政手続法に関しては、杉本委員からの質問に対してのものだがよろしいか。

〔杉本委員〕

- ・行政手続法は行政（上級官庁）をコントロールするもので、一般市民に対するものではないので、確認しておきたかった。
- ・パブリックコメントをどのように取り入れるかは、この会議で検討していけば良い。

## 報道記事について

〔中山座長〕

- ・杉本委員から情報提供があるようなので願います。

〔杉本委員〕

- ・経済の伝書鳩に当会議の詳細なスケジュールやまだ話し合われていないような内容の方向性までが決められたかのように掲載されたので、抗議のメールを事務局に送った。
- ・事務局が発表することを座長や委員会側が知っていたならまた違うが、行政が方向性の既成事実化することは今までもあった。
- ・現実に今回の総合計画を読むと全てのところに「協働」が使われており、私たちが考えていることとだいぶ違うことが既成事実化になっている。
- ・既成事実化になってしまったことを修正するのは、大変なエネルギーが必要になるので心配している。

〔水口委員〕

- ・報道記事を見て、どこが発信源なのか感じる時が多々ある。
- ・総合計画で「協働」がここまで全部に記載されると、我々が今議論している「共働」がどうなるのかと感じる。「共働」との整合性がどこで取れるのか、この市民会議の存続の意義さえも危惧する。

〔中山座長〕

- ・市民委員を中心とした会議なので、市民会議からの発信若しくは座長からの発信で記事が載れば良かったということ。今後はそのように対応していただければ良いと思う。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・伝書鳩に出た記事は、議会の予算委員会で質疑がされたものであり、議会の中ではまちづくり条例の進捗について遅いという指摘がされ、事務局として遅れている理由を説明して理解を得た。
- ・議会からすると今年の4月からスタートすべきはずが、なぜ遅れているのか。その場合に個々の条例との整合性などについて訊かれ、基本的にはここで議論されている内容をベースに話させてもらった。
- ・市民会議の中で鋭意議論されているので今しばらくお待ちいただき、6月か9月を目途に条例素案が出来次第、議会に提案させていただき旨話をした。
- ・事務局が市民会議の議論を超えた発言をしたことはないことだけは理解いただきたい。
- ・総合計画の「協働」は、確かにここで議論されている「共働」とは違うが、総合計画審議会でも2年間に渡り「協働」に関し色々な見地から意見をいただいた経過がある。
- ・ここでの議論はまだ途中経過であり、総合計画審議会の取りまとめ部分とのタイムラグがあるため総合計画が先行した。
- ・ただ、今回の総合計画の考え方の中には、その時々懸案事項となった場合にはその都度見直しができる条項が盛り込まれているので、条件を整えば見直しも有り得る。
- ・今後、この経過が進んでいくに従って更に精度を高めて、どちらかに纏めていく作業が今後出てくると思うが、事務局としても十分議論を用いていく考えなので理解願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・当市民会議は「共働」で全面に出していこうという議論であり、これを総合計画に合わせて直すということではない。
- ・「共働」とはどういう意味なのか。「協働」との違いは何か。何故我々は「共働」使うのか。それを使うことでどんな効果があるのかななどを、今プロジェクトで議論し作業を進めていただいている。
- ・今、進めている「協働」を否定するものではなく、「共働」は「協働」を含んだ考え方であると説明していかなければならない。

〔中山座長〕

- ・今回の総合計画では、情勢の変化次第によっては随時見直しもできるということ。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・総合計画書の2ページ 「今後、予想を超える社会情勢の変化があった場合には、本計画を弾力的に改訂します」を今回から加えた。
- ・「共働」がこの部分にあたるかどうかは、今後の議論によるが、大きな変化があった場合には見直すという考え方を持っている。

〔笠原委員〕

- ・総合計画については、例えば多治見市の総合計画では「市長が交代することに見直す」という条項を、まちづくり条例に一文加えておけば、市長の政策と過去の政策の整合性の問題はクリアできるのではないかと。
- ・この総合計画を見たとき、ガチガチでビックリしたが、これはこれでこう言う流れなので止むを得ないのかなと思う。

〔中山座長〕

- ・18条（総合計画）のところで議論いただければ。
- ・事務局の説明で不明なのが、今回示されたスケジュールを見たのは初めてだが、それが報道に出たのはなぜか。

〔事務局～企画課長〕

- ・予算委員会の中で、なぜまだ提案できない状況かと問われた時、当初総合計画がスタートする4月に施行を目指していたが無理なため、現在取りまとめ作業を進めており、出来るだけ早く6月ないし9月ぐらいには提案をしていきたいと予算委員会で説明したことが報道された。

## 前回（第30回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、「第7章、市民参加」の第33条～第35条、委員公募、意見公募、住民投票に関するものについて話し合った。
- ・委員公募では、正当な理由がある場合を除きという部分を削除し、原則として委員公募を行い、その結果を公開することを盛り込むようにした。

- ・意見公募（パブリックコメント）に関しては、多治見市の条文を参考に具体的な項目を幾つか盛り込んだ形で、さらに、市民参加の推進に必要なものは別に定めるという表記を加えることにした。具体的条文は整理が必要である。
- ・住民投票については、より多くの市民が発議できる住民投票制度を設けるという一文を加え、当市民会議からの答申において、早期に住民投票条例を制定するよう求めていくことを確認した。
- ・その後、「第5条 情報共有の原則」と「第6条 市民参加の原則」に戻り、個別条文の検討内容を踏まえて、原則の条文を確認し、概ね良いという結論となった。

## 条文の検討

### 第13条（議会の役割及び責務）、第14条（議員の役割及び責務）

〔中山座長〕

- ・第13条（議会の役割及び責務）と第14条（議員の役割及び責務）の2つからなるが、この条文に関して意見はないか。

〔笠原委員〕

- ・栗山町の議会基本条例や道議会も議会基本条例が作られるという時代の方向性に沿った形になっているかが、判断基準と考える。
- ・たたき台の13条で物足りないのは、情報を市民に公開して、市民と共有しなければならないということを入れたほうが良いのではないか。
- ・というのは、市民会議の進捗状況を予算委員会で審議されているというものの、実際に市民会議へ傍聴に来た議員さんは何人いたか。或いはまちづくり協議会の傍聴に来た議員さんは何人いるのか。文言だけで内容を知らない議員さんが多いのではと感じる。
- ・まちづくり条例は、正答があってそれに向かっていくのではなく、答えがないことを今やっている。5年後10年後にどれだけ有効になるか等を考えて議論を進めている。
- ・議会側も開かれた議会運営だけではなく、情報を市民に公開し共有していただきたい。
- ・具体的には、栗山町の議会基本条例だと休憩が終った後に、傍聴者に対し休憩した理由等の説明がある。議会運営自体が市民のための議会であるような方向性が必要。
- ・13条の1項目は良いと思うが、2項目をもう少し内容のある情報公開だとか、議会基本条例を策定するぐらいの心構えがほしい。
- ・14条については、議員は議会に対してとあるが、本来議員は議会を運営するだけではなく、市民に対していかに議員活動（説明責任）を行うかが必要で、「議員は市民に対して説明する」、又は「しなければならない」と言う義務化まで書いた方が良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・14条は、市民の多様な意見及び要望を把握し、かつ説明が必要。
- ・議会規則を議員だけが変えられるのではなく、市民発動からでも議員規則を変えられるようにしないとしないのではないか。
- ・常に自助努力を市民と議会と一緒に発揮できるようにしないとしない。

〔中山座長〕

- ・市民からの発動は可能なのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・議案の発案権は、市長が持っている部分と議会で持っている部分と議会と市長が両方持っている部分の3つに分かれる。
- ・条例の改正等は市長も議員も持っているが、予算に関して議会は持っていない。会議規則については市長も発案できない。これは議会が発案権をもっており、条例上の問題ではなく、法的に位置付けられている。

〔笠原委員〕

- ・市民が議員を通して請願権を使うことはできるのでは。

〔事務局～企画課長〕

- ・そういう部分で要望することは可能。最終的に提案するかどうかは議員が持っている。
- ・道議会が議会基本条例を設置するという事は、大きな流れになると思う。

〔杉本委員〕

- ・北見市も議会基本条例を設置できれば良いと思うが、ここでは議会の項目で設置するだとか書くくらいしかできない。内容まで触れる事はできない。

〔笠原委員〕

- ・議会基本条例に基づいてみたいスケジュール的なことを組み込むことは条例によっては可能だと思う。
- ・今後、議会基本条例を作りなさいと入れるとすれば、13条の上の方になると思う。
- ・開かれた議会とは、インターネット中継や議場の位置や時間帯、物理的なガラス張りの開かれた議会と遅れた時や休憩理由の傍聴者への説明等であり、拡大解釈すれば読めなくもないが、本来は議員達自身で議会基本条例を決めるぐらいのことをしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・第13条の2項は、「議員及び議会は情報を市民に公開し、共有する」という文言が必要ということか。

〔笠原委員〕

- ・13条はあくまでも議会のこと。14条は議員で、完全に分かれているので、13条では「議会は開かれた議会運営をするために、情報を市民に公開し、共有しなければならない」ということが必要だと思う。
- ・14条では、「議員は市民に対して、議会活動に関する情報等を市民に説明する義務があります」などの一項目入れたほうが良いのでは。

〔事務局～企画課長〕

- ・14条にも、第2項を作って加えるということか。

〔笠原委員〕

- ・その方が分かりやすい。議員によっては色々な方法で市民に対して行っているが、後援会組織だけで行われたのでは、今後全市区で選挙される訳だから、これまでの狭い範囲の立場ではなく、自治区を束ねた形の議会議員活動が求められる。
- ・であるから年に1～2回は全市民が分かるような説明をする義務付けが必要と考える。

〔中山座長〕

- ・確認する。13 条第 2 項に、「議会は開かれた議会運営を行うために、情報を市民に公開し、共有する。」
- ・14 条に第 2 項を加え、「議員は議会活動の情報について、市民に説明する責任を負うものとする。」この一項目を加えるかどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・前回議論した第 30 条（31 条も）の情報の公表、提供及び公開で議会及び市長等と規定しており、重複してくるが、議会に関しては両方で記載することでよい。

〔逢坂副座長〕

- ・31 条は市民参加の感じで受け取っていた。議会及び市長等となっているが、ここでは市民参加に関わるものにしておいて、改めて議会に関しては議会のところで述べて、市民参加は市民参加のところで述べて、2 つに分けて考えた方が良いのでは。

〔杉本委員〕

- ・確かに議会は特殊な関係だから、分けて考えても良いのかもしれない。議会の説明責任と一般の情報共有とは、情報の性格が違うと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・札幌市は議会の中に、情報の共有や市民への提供が出てくる。ただ、情報の共有の項目には議会は出てこない。議会はあくまでも議会のところで述べている。

〔中山座長〕

- ・両方でダブルとおかしくなるか。

〔逢坂副座長〕

- ・私はダブらせないで、両方それぞれ独立して条文として表示する方が良いと感じる。
- ・関連し、議会の議論は市民の議論が及ばない特殊な部分と感じている。それは今回で失くさないとダメでないか。
- ・新しい議会の文化を創るようなスタンスで、従来の既成概念に囚われないで、あるべき姿を議論するのも方法だ。
- ・会派に関係なく、議員同士が自由に議論する議会を目指すことが大切である。

〔笠原委員〕

- ・まち協と議会の関わりで、整合性やどう合理化するか悩んでいる議員もいる。
- ・まち協が自治区の事業選択を担っており、議員見ると本来議会でやるべき内容をまち協でやっているのではないかという議員もいる。
- ・まち協より上のレベルで役割を果たしていただくということを、13 条 14 条で明記した方が良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・確認したい。第 31 条で議会が出てくるとおかしいか。

〔事務局～企画課長〕

- ・他の市を見ると、重複しているのは少ないのではないか。
- ・今の意見の中では、議会のことは議会のところで謳うということなので、30 条から議会議会を抜くかどうかである。

〔中山座長〕

- ・意見を総合すると、議会の方へ残して、情報の共有の方からは議会の抜くことで良いか。

〔高橋委員〕

- ・質問、議会は議員の集まりで、議会の責任は誰が取るのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・議会の代表権は議長である。

〔中山座長〕

- ・確認する。30条と31条から議会の抜くことにする。32条はこのままで。
- ・条文確認する。13条第2項を修正し、「議会は開かれた議会運営を行うために、情報を市民に公開し、共有する。」
- ・14条第2項が、「議員は議会活動に関する情報等について、市民に説明責任を負うものとする。」

〔逢坂副座長〕

- ・13条にある「市政運営を監視するものとする」に、牽制する機能を加え「監視し牽制するものとする」としてはどうか。

〔高橋委員〕

- ・意思決定する段階で合意出来れば、牽制は邪魔になるような気がするが。

〔逢坂副座長〕

- ・市政の動きに対し、牽制する機能があっても良いのではないかと考える。

〔高橋委員〕

- ・監視以上のことをすると動かなくなるのでは。

〔笠原委員〕

- ・アクセルとブレーキみたいな関係で、ブレーキの方が牽制となる。

〔杉本委員〕

- ・一度決めたことは議員も協力して推進しなければならない立場ではないか。
- ・議論の間では良いが、一度決めたことは進めなければならない。

〔笠原委員〕

- ・市長の政策に対する牽制ということであり、議会の運営を牽制する意味ではない。

〔中山座長〕

- ・牽制という言葉は、こうした条例の中に出てくるものか。

〔逢坂副座長〕

- ・実際に使われているところはある。岸和田市の議会の機能の第8条では使われている。

〔高橋委員〕

- ・牽制が役割責務だと変だが、議員の権利だと変ではない。

〔笠原委員〕

- ・夕張のように最終的に赤字になるような運営だとか、事業を見過ごした不作為の行為の場合にも監視は当然しなければならないかつ、牽制的にも止めるなど本来しなければならない。ブレーキとアクセルの関係。

〔中山座長〕

- ・牽制という言葉、皆さん肯定的に聞こえるか。入れるとすれば「監視し、牽制するものとする」となるが。

〔水口委員〕

- ・この条文を読むたびに、本来こんなことを論議すること自体おかしい。議員自らこんな常識的なことはやってくださいという気持ちだが、ここまで根幹的なことを書かなければならないということに違和感を感じる。
- ・書くことに否定はしない。

〔杉本委員〕

- ・現状、絶対書いた方が良く感じる。
- ・先ほど笠原委員が言われたまち協と議員の関係で、まち協は地縁的な話し合いを行い、議会は全市的な論議の場であるという位置付けで本来あってほしい。

〔中山座長〕

- ・確認する。「監視し、牽制するものとする」として良いか。
- ・一応入れておいて、もう一度全文通して見たとき変であれば削除する。
- ・議会基本条例等に関し、触れたほうが良いのではとの意見が出たが、具体的に書くとすればどうか。

〔笠原委員〕

- ・もし入れるのであれば、13条の「議会は」の後に「議会基本条例の定めるところにより」と加えては如何か。
- ・水口委員が言われるとおり、常識でやれば一番良いことだが。
- ・市長の政策そのものをどうやって判定するか。利害関係だけでなく客観的な基準を議会基本条例の中に入れておけば、それに従って議員は賛成したのか、反対したのかとなる。
- ・将来に渡る政策等のコスト計算や財源、政策の発生源等を基準にして、議会で条例その他の審議を行ってもらうようなことを入れてもらえればと思う。

〔杉本委員〕

- ・北見市には議会の基本条例はなく、規則のみ。

〔事務局～企画課長〕

- ・会議規則を制定している。

〔杉本委員〕

- ・議会基本条例を作るとは書けるだろう。

〔中山座長〕

- ・前回の住民投票と同じで、住民投票条例がないので提言を最後に、この議会基本条例を早急に策定してもらう提案をすることになる。

〔事務局～企画課長〕

- ・今回のたたき台の中には、どこの条文もそうだが情報公開や個人情報保護法等も別に定めるとは書いていない。別に定めると書いたら、書いてないものは作れなくなるので、そういう表現をしないように今回のたたき台はしている。
- ・今回、議会基本条例で別に定めると謳うなら、他も整合性をとらなければならない。



〔中山座長〕

- ・前日もそういうことから答申を提出時に提案することが一番良いと纏まった。
- ・議会基本条例に関しては早急に策定してもらうよう答申時に提案することとする。
- ・もう一点は議会の位置付けに関し意見があった。市全体を考える立場で議会が存在して議論されるべきではないか。自治区はまちづくり協議会が中心になってということ踏まえてであるが、何か意見はあるか。

〔逢坂副座長〕

- ・議会の責務が良いのか、議員の責務が良いのか問題はあると思う。
- ・私が考えたのは、「市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行う」。
- ・もう一つは、「議員間の自由な討議により、市政における争点を明らかにする」。
- ・このぐらいのことは、責務役割の個別の項目に入れても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・ここで書いておけば、議会基本条例を作る時の方向付けがここで成されるかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・「議員間」だけではなく、道や栗山でももっと細かく書いてあり、ここに具体的なことを入れていくとなると膨大になる。
- ・心配するのは、ここに議会基本条例と入れないで要望事項とした場合、今後議会でどう扱われるか悩みどころ。明記すべきか、要望事項とすべきか。
- ・議会基本条例を制定する意を汲んでもらえれば良いのだが。

〔中山座長〕

- ・逢坂副座長の意見を入れるとすれば、14条の最後の方の「市政課題について」の次に「争点を明らかにし」を加えてはどうか。細かく書くと膨大になるので。

〔逢坂副座長〕

- ・良いと思う。

〔中山座長〕

- ・他になければ、一度確認する。
- ・13条の最後の方に、「市政運営を監視し、牽制するものとする。」(牽制は全文通し時に見直しの可能性あり)
- ・第2項「議会運営を行うために、情報を市民に公開し、共有する」
- ・14条の最後の方で「市政課題について争点を明らかにし、的確な・・・」
- ・14条に第2項を加え、「議員は議会活動に関する情報等について、市民に説明する責任を負う」
- ・第4章議会に関し、我々が要望することは議会基本条例を早急に策定してもらうよう提案する。

〔逢坂副座長〕

- ・13条第2項の「開かれた議会運営」のところは、解説で具体的に分かりやすく踏み込んでほしい。

第15条（市長の役割及び責務）

〔中山座長〕

- ・次に第5章「市長等」に入る。第3節までである。
- ・まず、第1節の第15条～17条について。

〔笠原委員〕

- ・15条の「市長が事務を管理し」は良いが、その前提となるものがこの条例となると思うが、他の部分でそれを謳っていたかどうか、或いは改めて市長がまちづくり条例に基づいてとか、市民自治の基本理念など、そういう前提が入ったほうが良いのではと思う。

〔中山座長〕

- ・15条を「市長はまちづくり基本条例に基づき」。

〔逢坂副座長〕

- ・基づきが良いのか、遵守が良いのか。

〔笠原委員〕

- ・この条例に基づくと書いた方が良いのか、自治の基本原則とか書いた方が良いのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・多治見市では「この条例の理念や原則と制度を遵守し」と表現している。

〔逢坂副座長〕

- ・この条例に則ってと言うよりは、遵守の方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・「市長はこの条例を遵守し」とするか。

〔杉本委員〕

- ・基本的には条例だから基づいてなのでしょう。基づかれてもちょっと自信のないのが困るところだが、遵守よりは自信もって基づいての方が良いので。

〔中山座長〕

- ・「この条例に基づいて」が良いか、「この条例を遵守して」が良いか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・この市長の役割というところも条例の一つであり、この条例に基づいてと言うよりも条例の理念とか原則に基づいているとした方が書き方としては良いと思う。
- ・あえてそこを書くのか、目的であるとか理念で読み取ること一つである。

〔中山座長〕

- ・ここを直すなら「この条例の理念及び原則に基づいて」ではなかろうか。
- ・確認する。「市長は、この条例の理念及び原則に基づき本市の事務を・・・」として良いか。
- ・15条の市長の役割及び責務に関し、他に何かないか。

〔高橋委員〕

- ・PDCAサイクルは市長がやっていることには必要だと思う。プランとドゥはされているがチェックが薄い。

〔笠原委員〕

- ・チェックは議会がする。

〔高橋委員〕

- ・議会がするだけか。

〔笠原委員〕

- ・内部で計画を立てる段階では、当然内部でもチェックするが。

〔高橋委員〕

- ・その後に、方針をどうするかもすべて議会か。

〔笠原委員〕

- ・Cの段階から議会でチェックし、それに基づいてアクションも行われる。

〔事務局～企画課長〕

- ・一連の流れの中で、第20条（行政評価）のところで具体的に出てくる。

〔高橋委員〕

- ・こっちに出てくる訳だ。

〔逢坂副座長〕

- ・市長の役割及び責務のところは、地方自治法で決められていることを分かりやすくここで述べることになると思う。
- ・地方自治法148条で事務を管理することはここで謳っている。もう一つ職員の指揮監督は154条で謳われており、職員の指揮監督を入れた方が良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・この前の時に、法律に書いてあることは重複して述べないということではなかったか。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると15条は適用外になるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば後ろの方の第21条（組織運営等）で表現していくことも考えられる。

〔逢坂副座長〕

- ・組織運営等として職員を指揮監督ということもありますね。

〔中山座長〕

- ・杉本委員の言われた重複の関係も大丈夫か。重複しても構わないか。

〔逢坂副座長〕

- ・重複しても構わないと思う。

〔杉本委員〕

- ・カバーする意味合いでは良いのでは。上乘せ条例みたいな感じであれば良いのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・15条の「本市の事務を管理し」は、地方自治法の148条をもってきている。
- ・あえて重要な部分は分かりやすく重複させて良いような気がする。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務の管理の中には、組織運営も本来は含まさっており、あえてそこは外だしされている。

〔杉本委員〕

- ・15条に「基本方針を明確にし」とあるが、基本方針の基本はいるのだろうか。

・方針だけで良いのでは。基本方針と言うと大項目だけで終わりみたいな感じになるのでは。

〔高橋委員〕

・理念原則に基づいたら、「基本方針を明確」に自体いらぬような気がする。

〔杉本委員〕

・基本方針を明確にするのだったら、予測効果も一緒に出して欲しい気がする。

・基本方針を明確にしてそれで終わりかという感じがする。

・本当は、予測効果やPDCAに関するようなことも謳った方が良いのか、それとも謳わないのであればどうなのか。

〔高橋委員〕

・基本方針は条例の理念原則ですよね。であればあえていらぬような気がする。

〔逢坂副座長〕

・ここで条例の理念、原則を付け加えたから、基本方針を取っても良いかもしれない。

〔杉本委員〕

・基本方針を政策方針に読み替えると色々な事が分かりやすい。

・基本方針だとお題目を言って終わりになってしまう。

・政策方針は色々な政策が常時出てくるから、政策方針や市政方針などが良いのでは。

〔中山座長〕

・基本方針ではなく、政策方針にしてはどうだろうという意見だが。

〔高橋委員〕

・ツールとしてはしっかりしている。

〔逢坂副座長〕

・政策方針の方が良い感じがする。

〔中山座長〕

・それでは、「基本方針を明確にし」を「政策方針を明確にし」としてよいか。

〔笠原委員〕

・政策方針となるとちょっと意味が変な感じ。政策を明確にするならまだ分かりやすいが。

〔逢坂副座長〕

・「政策を」の方が良い。

〔事務局～企画課長〕

・政策は人によって変わっていくが、あえてここで謳うのか。

〔高橋委員〕

・でも条例の理念原則は誰になっても変わらない。政策は変わるが理念原則が貫かれればあまり怖がることもないのでは。

〔水口委員〕

・政策と入ると微妙だ。基本原則とかの方が良いのでは。政策という言葉は使わない方が良いと思う。

〔逢坂副座長〕

・範囲が狭くなるか。

〔事務局～企画課長〕

- ・高橋委員が言われたとおり、前段この条例の理念原則に基づくということを入れたので、あえて入れなくても良いということもある。

〔逢坂副座長〕

- ・入れない方が良いのかも。前段を尊重し。

〔笠原委員〕

- ・15条では2項しかないが、市長が選挙によって信託されたことを認識して、市民の意向を的確に行政に反映した市政の課題に適切に対処しなければなりませんという抽象的と言えれば抽象的である。
- ・2項の財政をここにもってきた意図はなにか。市長の役割として財政運営をきちんとやりなさいと言うのは分かるが。
- ・もう一つ前で、市長が選挙によって選ばれて、市民の意向を的確に行政に反映した市政の課題、市政の課題とは色々な課題があると思う。
- ・例えば、住民投票条例を作ったとしても実行するかしないか等の政治的判断とかも理念や原則に基づく形でやってくださいというのも付け加えた方が良いのではと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・言われたとおり第15条2項は第19条と被っている部分があるかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・そこは19条に譲って、ここでは市長の自分の立場を自覚するみたいな感じで。

〔中山座長〕

- ・先ほどの15条1項の「政策方針を明確にし」は削除する。
- ・15条確認。「市長は、この条例の基本理念及び原則に基づき、本市の事務を管理し、及びこれを執行するとともに、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。」
- ・15条2項は、19条のところで合わせて議論する。
- ・ただし、15条2項の代わりに市長の立場を明確に、市民の意思を把握し、市政運営をしなければならぬ、政治責任を果たすなど笠原委員から意見があった。

〔逢坂委員〕

- ・市政の信託に答えてとか、市の代表者としてこの条例を遵守するなど何か枕言葉を入れたもので2項を再構築しては如何か。

〔中山座長〕

- ・この部分に関しては市長の立場をはっきりとさせることで、あと任せてもらえれば。

〔笠原委員〕

- ・市長はその地位が選挙によって信託されたことを認識し、市民の意向を的確に行政に反映した市政の課題に適切に対処しなければならない。
- ・それが実際に、住民投票条例とか何らかの災害があった時の判断だとか、上の方は一般的な行政運営だと思うが、突発的な事態に対しての判断や想定しない政治的判断もあくまでも市民からの信託を得た立場として適切に判断し、かつ迅速に対応していただきと入れた方が良いのではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・15条2項は新たな2項として、キーワードは信託を受けている、政治責任を果たす、突発的な事態に関して対応しなければいけないなど。

〔笠原委員〕

- ・市政の課題に適切に対応しなければならない。

〔杉本委員〕

- ・とにかく市長に信託を得ている責任を果たしてもらうことですよね。

〔中山座長〕

- ・信託を受けている、政治責任を果たす、市政の課題に適切に対応するという事。
- ・確認。15条1項は、「市長は、この条例の基本理念及び原則に基づき、本市の事務を管理し、及びこれを執行するとともに、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。」
- ・新たな第2項のキーワードは信託を受けている、政治責任を負う、市政の課題に適切に対応するという言葉を入れて条文を作ることになります。

#### 第16条（市長以外の執行機関の役割及び責務）

〔中山座長〕

- ・続いて第16条（市長以外の執行機関の役割及び責務）は如何か。

〔逢坂副座長〕

- ・16条には15条にない「その職務の権限と責務」とあるがよろしいか。

〔高橋委員〕

- ・良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・関係ないが、オンブズマンはどうなのか。

〔中山座長〕

- ・オンブズマンに関しては27条、28条がオンブズマンの規定になるもの。

〔杉本委員〕

- ・オンブズマンは第2条の用語の定義に入るのか。

〔逢坂副座長〕

- ・ここには入らないのでは。

〔笠原委員〕

- ・ここで言っているのは執行機関。行政サービス機関というと語弊があるが、市の一つとしてであり、オンブズマンは違う役割。

〔中山座長〕

- ・戻るが、ここに「その職務の権限と責務」とあるのは何かあるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、今回の議会で問題になった給食費は市長が決定するのではなく、教育委員会が決定する。
- ・ところが教育委員会は予算を提案する権限は持っていないので、教育委員会の決定を受け止めて市長が予算を提案する。

- ・だから、給食費の決定は市長にはなく、あくまでも教育委員会にある権限。執行機関がもっているそういうものが沢山ある。
- ・小さい範囲の中での権限とその責任。その部分の意味。

〔水口委員〕

- ・このままにしておかないと動かない。

〔中山座長〕

- ・では16条はこのままとする。

#### 第17条（職員の役割及び責務）

〔中山座長〕

- ・次に、第17条は如何か。

〔笠原委員〕

- ・全体の奉仕者は憲法にも書いてあるが、折角市民の条例ですから市民の立場に立ちとかが明記した方が良いのでは。
- ・個人的には、市民の立場に立ち創意工夫し、公正、誠実かつ効率よく職務の遂行に努めなければなりませんと本来は言いたいが。
- ・職員は職務の遂行に必要な知識、政策立案能力等、法務能力を身につけるようにという研修、地方公務員法にも入っているように絶えず勉強してもらわないとならない。
- ・市民へのサービスする立場で行ってほしい。
- ・この2点を出来れば入れていただきたい。

〔中山座長〕

- ・市民の視点に立つのと、職務の遂行に必要な自己研修の2点。

〔笠原委員〕

- ・北見市でも人事評価制度が導入したのではなかったか。

〔事務局～企画課長〕

- ・管理職以上が試行していこうということ。

〔笠原委員〕

- ・人事評価制度が出来つつある。昇進についても試験制度の導入がどうなのか。その場合にどういう客観的基準で決めていくのかと、人事制度を想定した場合に今言った基準、市民の立場に立っているかだとか、絶えず自己研鑽に努めるなどの方が本人にとっても良いのでは。

〔事務局～企画課長〕

- ・自ら知識を習得したり、能力を向上していくというのは、新たに第2項を起こした方が良いのではと感じる。

〔中山座長〕

- ・そうかもしれない、第2項で。
- ・第1項は、職員は市民の立場に立ち、全体の奉仕者として。

〔笠原委員〕

- ・全体の奉仕者は当たり前なのでいい。

〔中山座長〕

- ・ 17条確認する。
- ・ 第1項は、全体の奉仕者を取り「職員は市民の立場に立ち、職務に・・・」とする。
- ・ 第2項を加え「職員は職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めるものとする。」

～ 検討内容のまとめ～

第13条（議会の役割及び責務）

第1項 一部修正 「市政運営を監視し、牽制するものとする。」

（ただし、牽制は全文通し時に見直しの可能性あり）

第2項 一部修正 「議会運営を行うために、情報を市民に公開し、共有する」

第14条（議員の役割及び責務）

第1項 一部修正 「市政課題について争点を明らかにし、的確な・・・」

第2項を加え 「議員は議会活動に関する情報等について、市民に説明する責任を負う」

（答申時に議会基本条例を早急に策定してもらうよう提案する。）

議会に関連し、第30条及び31条から「議会」を抜くこととした。

第15条（市長の役割及び責務）

第1項 一部修正 「市長は、この条例の基本理念及び原則に基づき、本市の事務を管理し、及びこれを執行するとともに、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。」

新たな第2項とし、「信託を受けている、政治責任を負う、市政の課題に適切に対応する」をキーワードに条文を作る。

第16条（市長以外の執行機関の役割及び責務）

たたき台のとおり

第17条（職員の役割及び責務）

第1項 一部修正 「全体の奉仕者として」を削除し、「職員は市民の立場に立ち、職務に・・・」とする。

第2項を追加 「職員は職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めるものとする」

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・ 次回は、「第2節 市政の運営」から検討する。
- ・ 次回は4月20日に開催予定。

〔中山座長〕

- ・ 以上で、本日の会議を終了する。